

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和8年			令和7年 1~5月累計	前年同期比(件)
	5月件数	1~4月累計	1~5月累計		
全認知件数	35	156	191	140	51
凶悪犯	0	1	1	3	-2
粗暴犯	5	15	20	12	8
窃盗犯	16	92	108	81	27
侵入盗犯	0	8	8	6	2
空き巣	0	1	1	0	1
その他	0	7	7	6	1
乗り物盗	6	35	41	29	12
自転車	2	22	24	16	8
オートバイ	4	12	16	10	6
自動車	0	1	1	3	-2
非侵入窃盗	10	49	59	46	13
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	0	4	4	6	-2
車上ねらい	0	1	1	0	1
自動販売機ねらい	0	2	2	1	1
その他	10	42	52	39	13
知能犯	12	39	51	22	29
詐欺	10	38	48	22	26
その他	2	1	3	0	3
風俗犯	0	1	1	2	-1
その他の刑法犯	2	8	10	20	-10
占有離脱物横領	1	1	2	0	2

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗り物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和8年5月末現在(暫定値) 21,634件(前年同期比 +2,468件、+12.9%)
------------	--

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(1月から5月末まで)

	検挙件数	検挙人員
刑法犯全体	76	40
窃盗犯	52	22

3 栄区内における人身交通事故発生状況(1月から5月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	85	+42	30	32
死者	0	-1		
負傷者	98	+55		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和8年1月から5月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	1,281	112億円
オレオレ詐欺	469	38億円
預貯金詐欺	83	7900万円
架空料金請求詐欺	122	2億9000万円
融資保証金詐欺	5	130万円
還付金詐欺	95	2億5000万円
その他の手口	48	5億6000万円
キャッシュカード詐欺盗	31	2100万円
SNS型投資詐欺	271	42億円
SNS型ロマンス詐欺	157	19億円

栄区内における令和8年1月から5月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	31	2億9000万円
オレオレ詐欺	9	1億4000万円
預貯金詐欺	0	0
架空料金請求詐欺	3	1700万円
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	4	480万
その他の手口	2	270万
キャッシュカード詐欺盗	0	0
SNS型投資詐欺	12	1億2000万円
SNS型ロマンス詐欺	1	330万円

5 警察からのお知らせ

(1) 自転車盗の被害状況(1～5月:24件)

昼間帯(7～19時):8件

駐輪場内:18件

無施錠:14件

スポーツタイプ:10件、軽快車:5件、電動付:2件

(2) 神奈川県警では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて公式アプリ「かながわポリス」をリリースしました。

「かながわポリス」には、

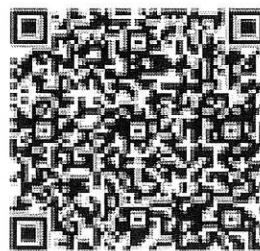
・「ピーガールくん安全メール」

・「犯罪・特殊詐欺情報」

・「痴漢撃退機能」

・「防犯ブザー機能」

など、様々な機能があります。



(3) 国際電話番号や詐欺の電話番号をブロックする、警察庁推薦のアプリ「特殊詐欺対策アプリ」をスマホにダウンロードしましょう。

・ダウンロード、利用料は無料です。



(4) 二輪車の交通事故が増えています。

二輪車は他の車両と比べ車体が小さく、実際よりも速度が遅く、遠くにいるように見えるという特性があります。

また、右折する車の死角に入り、巻き込まれることがないように「見せる・見られる」運転を心がけましょう。

もしもの時にそなえて、プロテクターも活用しましょう。

(5) 神奈川県内の交通死亡事故が多発しています。

神奈川県は5月末現在、61人の方がなくなっており、全国ワースト1位と危機的状況です。

歩行者の方はドライバーに対し自分の存在をアピールすることで、事故防止に役立てることができます。

できるだけ明るい服を着て、反射材も併せて活用しましょう。

ドライバーの方は、夏が近づき日没の時間が遅くなってきましたが、早めのライトを点灯し、ハイビームを活用しましょう。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、5月末まで)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町					1	3		2	4	10
	小菅ヶ谷町									1	1
	小菅ヶ谷1丁目	1					6		3	10	20
	小菅ヶ谷2丁目						2			1	3
	小菅ヶ谷3丁目				1				1	5	7
	小菅ヶ谷4丁目					1			1	1	3
	小山台1丁目								2	1	3
	小山台2丁目										0
上郷	犬山町									1	1
	尾月										0
	上之町									2	2
	亀井町								1		1
	桂台東										0
	桂台西1丁目					2			1	2	5
	桂台西2丁目										0
	桂台南1丁目									2	2
	桂台南2丁目										0
	桂台北										0
	桂台中										0
	公田町						4	4		1	11
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						1			3	4
	笠間2丁目						1		2	13	16
	笠間3丁目								1	4	5
	笠間4丁目								4		4
	笠間5丁目						1			4	5
	田谷町								1	2	3
	長尾台町								2	1	3

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目								2	1	3
	元大橋 2丁目						1		1	1	3
	中野町					1				1	2
	若竹町								1		1
	柏陽						1			1	2
	鍛冶ヶ谷 1丁目					1				4	5
	鍛冶ヶ谷 2丁目					2			1	1	4
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町						3		4	7	14
上郷・庄戸	野七里 1丁目								1		1
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目		1								1
	庄戸 4丁目								2		2
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町									1	1
	長倉町									1	1
豊田	本郷台 1丁目								2		2
	本郷台 2丁目								1		1
	本郷台 3丁目								1	1	2
	本郷台 4丁目								2		2
	本郷台 5丁目								1		1
	飯島町					4	1	1	4	10	20
	長沼町								3	2	5
	金井町										0
合計		1	1	0	1	16	24	1	48	99	191

資料 2

栄区内の火災・救急状況について

区連会6月定例会資料
令和8年6月22日
栄消防署

令和8年5月31日現在

火災情報

栄 区 内					横 浜 市 内				
火災発生状況					火災発生状況				
年 別	令和8年		令和7年	増△減	年 別	令和8年	令和7年	増△減	
	5月	累計							
件 数	4	11	5	6	件 数	327	350	△ 23	
火 災 種 別	建 物	3	10	3	7	建 物	205	226	△ 21
	林 野	0	0	0	0	林 野	1	0	1
	車 両	0	0	1	△ 1	車 両	25	20	5
	船 舶	0	0	0	0	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0	0	航 空 機	0	0	0
	そ の 他	1	1	1	0	そ の 他	96	104	△ 8
損 害	焼損床面積	5	225	37	188	焼損床面積	2,981	2,580	401
	死 者	0	2	1	1	死 者	11	13	△ 2
	負 傷 者	0	1	5	△ 4	負 傷 者	50	51	△ 1

主 な 出 火 原 因					主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和8年	令和7年	増△減		種 別	令和8年	令和7年	増△減
1	たばこ	3	1	2	1	放火(疑い含む)	62	72	△ 10
2	こんろ	3	0	3	2	たばこ	53	62	△ 9
3	ストーブ	1	1	0	3	電気機器	40	33	7
4	電気機器	1	0	1	4	こんろ	28	42	△ 14
5	その他(不明を含む)	3	1	2	5	配線器具	23	17	6

※本年数値は速報のため変更となる場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況 * ()内の数字は今月分					
豊田地区	1		本郷第三地区	3	(1)
笠間地区	1		上郷西地区	2	(1)
小菅ヶ谷地区	1	(1)	上郷東地区	0	
本郷中央地区	3	(1)	連合未加入	0	
合 計				11	

5月中の火災

- 【5月6日 19:20 犬山町】2階建て専用住宅の2階居室においてマットレス1枚焼損
- 【5月14日 15:55 公田町】高速道路予定地擁壁の枯草23㎡焼損
- 【5月26日 8:50 小菅ヶ谷二丁目】2階建て共同住宅の1階居室5㎡焼損
- 【5月26日 17:50 若竹町】2階建て共同住宅の1階台所においてコンロ周囲のごみ類焼損

救急情報

令和8年5月31日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和8年		令和7年	増△減
	5月	累計		
件数	602	2,936	3,230	△ 294
急病	419	2,085	2,411	△ 326
交通事故	16	81	79	2
一般負傷	132	609	597	12
その他	35	161	143	18

横浜市内				
救急状況				
年別	令和8年	令和7年	増△減	
	件数	97,317	100,689	△ 3,372
急病	66,687	70,448	△ 3,761	
交通事故	3,463	3,511	△ 48	
一般負傷	18,635	18,403	232	
その他	8,532	8,327	205	

【ご自宅の住宅用火災警報器、作動しますか？】

住宅用火災警報器は、2011年6月1日からすべての住宅への設置が義務化されました。義務化から今年で15年、ご自宅の住宅用火災警報器は正しく作動しますか？
 交換の目安は10年とされています。「いざ!!」という時、住宅や命を守るため、定期的な点検と故障していた場合は交換をお願いします。

ご自宅のここに設置してください！！

<台所>



<寝室>



<階段> ※寝室が2階以上にある場合。



作動確認のしかた
 正常なら以下のように鳴ります。

ピーピーピー 火事です ※

ピーピーピー 火事です ※

ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときは、以下のことが考えられます。

- ▶ 電池は、きちんとセットされているかご確認ください。
- ▶ それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。

栄消防署では「これから設置する」、「故障していたから付け替える」という高齢者の方に、取付の支援をおこなっています。
 必要な方は消防署にご相談ください。
 ※ 本体はご自身で購入いただきます。



お問合せ先 栄消防署総務・予防課 予防担当 ☎/FAX 892-0119

家具転倒防止対策器具の地震火災対策としての取組等について（ご報告）

1 趣旨

5 月区連会でご説明させていただきました家具転倒防止対策器具補助制度における地震火災対策としての取組等について改めてご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

3 地震火災に対する本市の取組について

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえ、横浜市では地震防災戦略を改定し、市民の皆様方の命と暮らしを守る取組を進めています。能登半島地震での出火原因は、電気に起因した火災が発生した可能性が考えられています。また、古くからの木造住宅が密集した地域では延焼火災の危険性が高い状況にあります。

本市では、発災時の安全確保や、自宅での避難生活を可能とするため、「自助の取組」を支援するなど、防災・減災対策の強化に取り組んでいます。

4 家具転倒防止対策器具の地震火災対策としての効果について

家具転倒防止対策の支援については、家具の転倒による負傷防止にとどまらず、転倒した家具が電気ストーブなどに接触したり、電源コードを圧迫したりすることによる出火、さらには避難経路の遮断による逃げ遅れといった地震火災のリスク低減という側面を有しています。



■火災の原因



■避難の妨げ

裏面あり

【参考】重点対策地域について

重点対策地域とは、地震火災による延焼危険性が高く、建築物に著しい被害が生じるおそれのある密集市街地について、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」に基づき、平成 27 年 2 月に指定された「不燃化推進地域」のことで、当該地域では、建築物の不燃化を特に推進する必要があるため、新たに建物を建てる際には、原則として「準耐火建築物等」以上とすることが義務付けられています。

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

【参考】
5月区連会配布資料

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!
※要件あり



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!
神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX・E-mail でのお申し込みも可能です)



最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

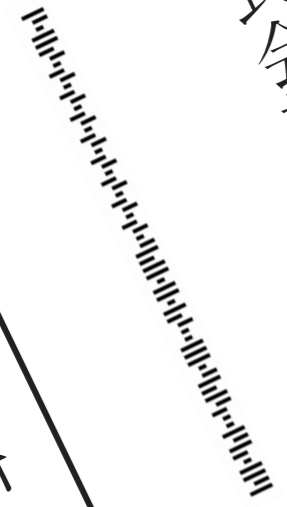
↓ 折り線 ①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
株式会社アトヴィンシット行
横浜家具転倒防止対策助成事業
受託事業者

豊島局
承 6997
料金受取人払郵便
差出有効期間
2027年1月
31日まで
(切手不要)



→ 折り線 ④

〒	住所	様
申請者	氏名	

↑ 折り線 ②

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線 ③

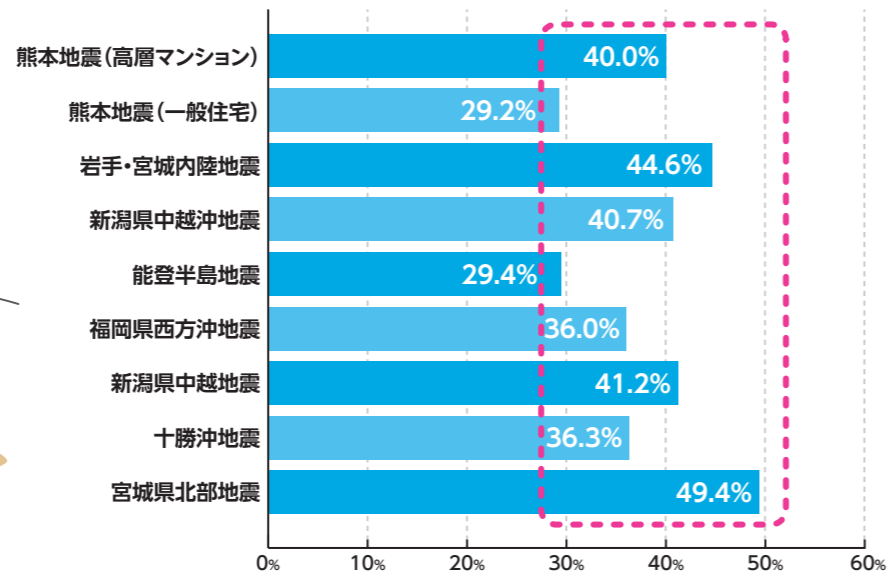
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

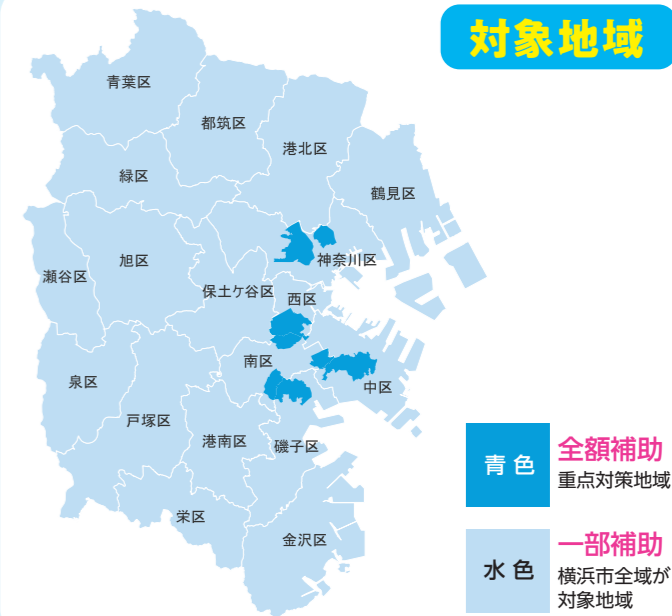
同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 300件 (先着順)

対象地域



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川13丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	箕沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	● 南区	● 南区	広地町
	鷺山	大岡1丁目	丸山2丁目
	竹之丸	大岡2丁目	
	立野		

区連会 6 月 定例会 資料
令和 8 年 6 月 22 日
栄 土 木 事 務 所

各自治会町内会長 様

栄区栄土木事務所副所長

いたち川のクラウドファンディング型ふるさと納税の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

いたち川の自然や安全な水辺を維持するため、栄区制 40 周年事業の一環として今年度もクラウドファンディング型ふるさと納税を実施し、整備費用の一部を寄附によって募ります。

（参考）【シンボルリバーを未来へつなぐ】

近年、いたち川に植えられた樹木は、倒木や落枝が頻繁に起こる状況となっています。計画的なみどりの保全に取り組みながら、みなさまから愛され、親しまれているいたち川の豊かなみどりとさくら並木の景観を未来に引き継いでいきます。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。

栄区にお住まいの
みなさまも
2,000 円から寄附
していただけます！



3 実施内容（いたち川のクラウドファンディング型ふるさと納税）

- (1) 実施期間 令和8年7月3日から9月30日まで寄附受付
- (2) 目標金額 300 万円
- (3) 寄附方法 ふるさとチョイス、YAMAP ふるさと納税、納付書
- (4) 寄附者の皆様へ 市内・市外を問わずいたち川マスコットキャラクター「タッチーくん」のお礼のカードが届きます。

4 寄附の特典

- ・ 1 万円以上の寄附で、ウェブサイトにも名前を載せることができます。
- ・ 10 万円以上の寄附で、銘板にも名前を残すことができます。
- ・ 市外在住の寄附者には、上記の他にふるさと納税としての返礼品を用意しています。

5 寄附金の使い道

横浜市の予算に加え、皆様からいただいた寄附金は、いたち川のみどりの保全とさくら並木の再生に活用させていただきます。なお、さくら並木の再生について、横浜みどり税も活用してまいります。

- ・ みどりの保全 樹木医による診断を行い、樹木のリストの整備や、計画的な剪定・伐採により、いたち川のみどりを適切に保全していきます。

裏面あり

- ・さくら並木の再生 老朽化したさくらを抜き、土壌の改良を行い、新たなさくらを植えます。複数の品種を植え、春のいたち川の景色を楽しめるようにしていきます。

6 令和7年度の実績状況及び令和8年度の予定

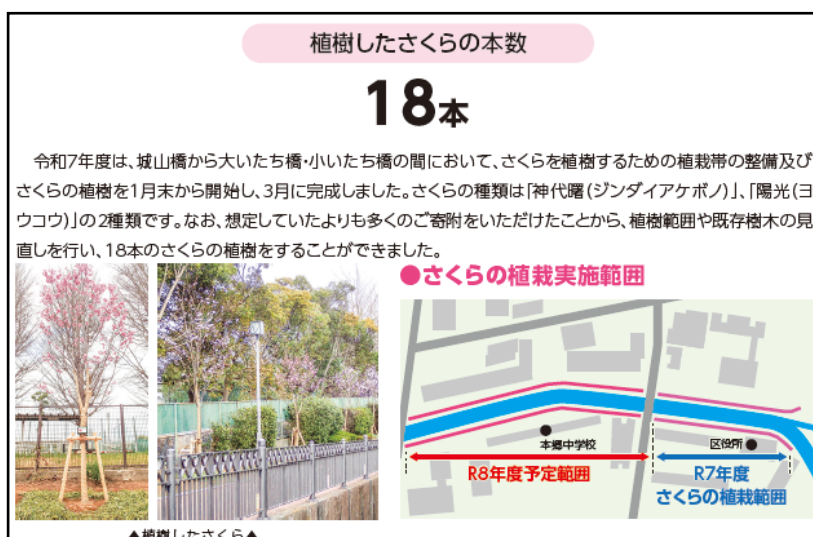
【寄附状況】

令和7年度は 229 件のご支援をいただき、目標金額の 300 万円を大きく上回る、6,559,888 円のご寄附をいただきました。ありがとうございました。

【みどりの保全事業の取組状況】



【さくら並木の再生事業の取組状況】



担当：栄区栄土木事務所

加藤（大）、渡辺、柁村

Eメール sa-doboku@city.yokohama.lg.jp

電話 045-895-1411

区連長各位

栄区福祉保健課長

災害時要援護者支援の取組状況等に関する 実態調査について【ご協力依頼】

1 趣旨

近年の高齢化の進展や単身世帯の増加等により、災害時要援護者支援の取組がますます重要になっています。そこで、各地域への好事例発信等、区としての支援策の検討をしていくため、各自治会町内会の災害時要援護者支援の取組状況等に関する実態調査にご協力ください。

※災害時要援護者とは

地震などの災害発生時に

- ・必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な人
- ・安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な人のことを言います。

一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などが挙げられます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いいたします。

【単位会長】調査への回答をお願いいたします。

3 調査の概要

自治会町内会の災害時要援護者支援に関するより具体的な取組内容や課題等についてお伺いします。（全12問程度）

4 調査への回答について

(1) 回答者

自治会町内会 会長

(2) 回答方法

ア 電子申請またはメール送付にてご回答

イ 郵送にてご回答

(3) 回答期間

【令和8年7月31日（金）まで】のご回答・ご協力をお願いいたします。

5 調査結果について

調査結果は、集計後、令和8年10月頃にご報告させていただきます。

各地域の皆様の取組について、詳細のお伺いや訓練の見学等ご相談させていただく場合もございます。ご協力いただけますと幸いです。

裏面有

(参考)

【災害時要援護者事業に関するこれまでの区の取り組み】

年度	取組
令和3年度	自治会町内会アンケート ▶ 要援護者に対する日ごろからの取組等についてお伺いしました。約9割の自治会町内会において、日ごろの見守り活動などを含めた取組が行われていることが分かりました。
令和4年度	安否確認のためのマグネット配布 ▶ 取組未実施の自治会町内会に対し、取組開始のきっかけとなるよう、安否確認訓練用マグネットを配布しました。各自治会町内会の世帯数の10%を上限とし、希望制で配布しています。
令和5年度	自治会町内会アンケート ▶ 自治会町内会で把握している要援護者の人数や内訳、支援者の人数、取組方法等についてお伺いしました。コロナ禍を経た各地域の取組状況を把握しました。
令和6～7年度	避難誘導・支援のためのバンダナの作成・配布 ▶ 要援護者本人への支援や意識啓発の必要性についての声を踏まえ、本人が身に着けることで支援者による円滑な支援につながるバンダナを作成し、地域防災拠点へ配備しました。

担当 福祉保健課事業企画担当 三石、内田

電話 894-6917 メール sa-youengo@city.yokohama.lg.jp

※ご不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時要援護者支援の取組状況等に関する 実態調査について【ご協力依頼】

1 趣旨

近年の高齢化の進展や単身世帯の増加等により、災害時要援護者支援の取組がますます重要になっています。そこで、各地域への好事例発信等、区としての支援策の検討をしていくため、各自治会町内会の災害時要援護者支援の取組状況等に関する実態調査にご協力ください。

※災害時要援護者とは

地震などの災害発生時に

- ・必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な人
- ・安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることへの支援が必要な人のことを言います。

一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などが挙げられます。

2 調査の概要

自治会町内会の災害時要援護者支援に関するより具体的な取組内容や課題等についてお伺いします。（全12問程度）

3 調査への回答について

(1) 回答者

自治会町内会 会長

(2) 回答方法

ア 電子申請またはメール送付にてご回答

・電子申請の場合

栄区HPより横浜市電子申請・届出システムへアクセス

いただきご回答をお願いいたします。

栄区HP 二次元コードはこちら

・メール送付の場合

栄区HPより様式をダウンロードいただき、下記提出先へメール送付にてご回答をお願いいたします。

【栄区HP】[検索キーワード](#) 栄区災害時要援護者支援事業

【提出先】sa-youengo@city.yokohama.jp (栄区福祉保健課災害時要援護者支援事業担当)



イ 郵送にてご回答

別添の調査票へご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送によりご回答をお願いいたします。

(3) 回答期間

【令和8年7月31日（金）まで】のご回答・ご協力をお願いいたします。

4 調査結果について

調査結果は、集計後、令和8年10月頃にご報告させていただきます。

各地域の皆様の取組について、詳細のお伺いや訓練の見学等ご相談させていただく場合もございます。ご協力いただけますと幸いです。

(参考)

【災害時要援護者事業に関するこれまでの区の取り組み】

年度	取組
令和3年度	自治会町内会アンケート ▶ 要援護者に対する日ごろからの取組等についてお伺いしました。約9割の自治会町内会において、日ごろの見守り活動などを含めた取組が行われていることが分かりました。
令和4年度	安否確認のためのマグネット配布 ▶取組未実施の自治会町内会に対し、取組開始のきっかけとなるよう、安否確認訓練用マグネットを配布しました。各自治会町内会の世帯数の10%を上限とし、希望制で配布しています。
令和5年度	自治会町内会アンケート ▶自治会町内会で把握している要援護者の人数や内訳、支援者の人数、取組方法等についてお伺いしました。コロナ禍を経た各地域の取組状況を把握しました。
令和6～7年度	避難誘導・支援のためのバンダナの作成・配布 ▶要援護者本人への支援や意識啓発の必要性についての声を踏まえ、本人が身に着けることで支援者による円滑な支援につながるバンダナを作成し、地域防災拠点へ配備しました。

担当 福祉保健課事業企画担当 三石、内田

電話 894-6917 メール sa-youengo@city.yokohama.lg.jp

※ご不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

Q3 災害時に、支援が必要な方を地域で支えるための仕組みや体制を整えていますか？（該当する全ての番号に○）

- ① タオルやステッカーなどを使い、班単位などで見守りや安否確認をする仕組みをつくっている
- ② 「向こう三軒両隣」など、近所同士でゆるやかに助け合う仕組みをつくっている
- ③ 支援する人を募り、要援護者支援に取り組むグループ(組織)をつくっている
- ④ 一人ひとりに合わせた支援の内容（避難方法や付き添い方など）を考えている
- ⑤ 地域防災拠点（避難場所）と連携して体制をつくっている
- ⑥ 区役所やケアプラザなど関係機関と協力できる体制をつくっている
- ⑦ 決めていない → Q6 も回答願います
- ⑧ その他

Q4 要援護者の把握をどのように行っていますか？（該当する全ての番号に○）

- ① 区から同意方式又は情報共有方式の名簿を受け取り把握している
- ② 自治会町内会が作成している既存の名簿で把握している
- ③ 申込書等の配布、アンケートの実施等により要援護者の名簿を作成している
- ④ 名簿は作成していないが、役員・民生委員や見守り・声掛けの中で把握している
- ⑤ 把握していない → Q6 も回答願います
- ⑥ その他

①②を回答した方は
Q4-1 も回答願います

③～⑥を回答した方は
Q4-2 も回答願います

Q4-1 (Q4で①②③を選択した方への設問)

作成した名簿は、定期的に更新していますか？

- ① 毎年更新している
- ② 数年に1回更新している
- ③ 過去に作成したが、更新はできていない
- ④ 今後更新する予定
- ⑤ わからない

Q4-2 (Q4で④⑤⑥を選択した方への設問)

行政からの名簿提供を受けたいと思いますか？ (①②複数回答可)

- ① 手上げ方式で作成しているので必要ない
- ② 個人情報の取扱いが不安なので必要ない
- ③ 必要性は感じており、詳細を確認し、検討したい
- ④ その他

Q5 災害時要援護者支援に関してどのような訓練を行っていますか？ (該当する全ての番号に○)

- ① 要援護者を含む 全世帯を対象とした安否確認訓練
- ② 要援護者のみを対象とした安否確認訓練
- ③ 要援護者の避難誘導訓練 (付き添い・同行など)
- ④ 担架・車いす等を使った移動支援訓練
- ⑤ 支援する人 (担当者) の動きの確認
- ⑥ 地域防災拠点と連携した情報共有・安否情報の集約訓練
- ⑦ 目印 (バンダナ等) を活用した訓練
- ⑧ 向こう三軒両隣等 (班・マンションの階ごと) グループでの顔合せ訓練
- ⑨ 要援護者を招いた交流会・研修会
- ⑩ 訓練は行っていない → Q6も回答願います
- ⑪ その他

①②を回答した方は
Q5-1も回答願います

Q5-1 (Q5で①②を選んだ方への設問)

取組の中で活用されているツール（目印・仕組み）はありますか？

(該当する全ての番号に○)

- ① 安否確認札・タオル・旗等の掲出物（自分たちで作成）
- ② マグネット等の掲出物（区役所・その他機関から提供）
- ③ 見守りカード（本人の状況、配慮が必要な事項、避難先、避難経路等が記載されているもの）
- ④ 要援護者の目印となるもの（バンダナ等）
- ⑤ ツールは使っていないが必要であり、導入したい
- ⑥ 必要性は感じているが自分たちで作成するのは難しい
- ⑦ 特に必要ない
- ⑧ その他

Q6 (それぞれの項目で「取組ができていない」を選んだ方)

その理由を教えてください。(該当する全ての番号に○)

- ① 何から始めたらよいかわからない
- ② 要援護者の把握等、役員の負担が大きい
- ③ 支援する側の人手が足りない
- ④ 要援護者をどのように支援してよいか分からない
- ⑤ 防災訓練はしているが要援護者に特化していない
- ⑥ 支援があれば取り組みたいがきっかけがない
- ⑦ 特に困っていない
- ⑧ その他

Q7 取組を始める、または継続していくうえで、「こういう支援があるとやりやすい」と感じるものは何ですか？（該当する全ての番号に○）

- ① 進め方がわかるリーフレット・資料
- ② 出前講座・アドバイザー派遣
- ③ 名簿制度（同意方式・情報共有方式）の説明
- ④ 他自治会町内会の取組事例紹介
- ⑤ まずは相談できる窓口
- ⑥ 名簿の作成等訪問時に、配布できる資料や啓発物品
- ⑦ 訓練等を行うきっかけとなる啓発物品
- ⑧ 特に必要ない
- ⑨ その他

【要援護者本人に対する支援についてお伺いします】

Q8 要援護者本人に、日ごろからどのようなことをしておいてほしいと考えていますか？（該当する全ての番号に○）

- ① 自分が支援を必要としていることを近隣の人たちに伝える
- ② 防災訓練や地域活動（イベント、サロン、お祭り等）に参加する
- ③ 避難方法や避難先、災害時にどのように行動するか決めておく
- ④ 目印（バンダナ等）を準備・携帯する
- ⑤ 特に求めているない
- ⑥ その他

【その他関連項目についてお伺いします】

Q9 防災全般に関し実施されている取組・訓練を教えてください。

(該当する全ての番号に○)

- ① 避難訓練（避難経路の確認など）
- ② 消火訓練（消火器・スタンドパイプの使用など）
- ③ 防災資機材の点検・倉庫整理
- ④ 備蓄品の確認・入替（食料・飲料水など）
- ⑤ 安否確認の仕組みづくりや訓練（タオル掲示など）
- ⑥ 防災マップの作成・見直し
- ⑦ 防災に関する講習会・勉強会の開催
- ⑧ 地域防災拠点（避難所）運営の訓練
- ⑨ 他団体（学校・事業所・消防等）との合同訓練
- ⑩ 特に実施していない
- ⑪ その他

Q10 地域防災拠点の開設に備えて、地域防災拠点委員長もしくは拠点委員と連絡がとれるようにしていますか？

- ① している
- ② していない
- ③ その他

Q11 要援護者に関する現在の取組状況において課題と考えられることや、力を入れている取組等があれば教えてください。(自由記述)

Q12 本アンケート結果をもとに、区職員によるヒアリングや地域の訓練に参加させていただくことは可能ですか？

- ① 可能
- ② 要相談
- ③ 不可

アンケートは以上で終了です。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。

担当 福祉保健課事業企画担当 三石、内田

電話 894-6917 メール sa-youengo@city.yokohama.lg.jp

※ご回答にあたり、ご不明な点等ございましたら、担当までご相談ください。

区連会 6 月 定例会 資料
令和 8 年 6 月 22 日
福 祉 保 健 課

各自治会町内会長 様

栄区福祉保健課長

夏季イベント開催に向けた熱中症対策について【情報提供】

1 事業の趣旨

屋外での夏季イベントでは特に熱中症が発生しやすく、近年、年間を通じて気温が上昇傾向にあることから、健康への影響が懸念されています。

夏季イベント開催に向けた熱中症対策についてのリーフレットを送付いたしますので各自治会・町内会でイベントを企画・実施される際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。
イベントを企画・実施される際にご活用ください。

3 送付書類

リーフレット「夏季イベント開催に向けた熱中症対策」

栄区福祉保健課健康づくり係

担当 門脇、梶川

電話 045-894-6964 / FAX 045-895-1759

メール sa-kenkou@city.yokohama.jp



救急車を呼ぶか迷ったときは・・・

▶ 横浜市救急相談センター

【24時間対応】

シャープ # 7 1 1 9 または 232-7119

音声
ガイダンス

救急受診できる
病院・診療所を知りたい

1

番を選択

今すぐを受診すべきか
救急車を呼ぶべきか

2

番を選択

▶ 横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンで、急な病気やけがの緊急性を確認できます。 ※各区消防署で、冊子版も配布しています。



〈イベント参加者への注意の呼びかけ例〉

- ☑ 帽子等を使いましょう
- ☑ ゆったりとした、汗を吸収しやすい衣服を選びましょう
- ☑ こまめに水分・塩分を補給しましょう
- ☑ 日陰の場所や自動販売機の場所を把握しましょう
- ☑ 涼しい場所でこまめに休憩しましょう



横浜市からのお知らせ

夏季イベント開催に向けた 熱中症対策



近年、気温が30℃以上となる日が増え、長期的に見て年間を通じて気温が上昇傾向にあることから、健康への影響が懸念されています。

屋外での夏季イベントでは特に熱中症が発生しやすいことを踏まえ、

安全に開催するための予防対策をまとめました。

イベント主催者の方々はぜひご活用ください。



1

体制づくりをしましょう

医療体制の整備

★熱中症発生時の対応マニュアルの作成

- ① 熱中症発生時の対応責任者や通報・搬送の対応スタッフを決める
- ② 熱中症発生時の発生場所の特定方法、搬送者の搬送ルートを予め規定する
- ③ 気温等による変更・中止の基準を検討する

★救護所の設置

- ① 熱中症が疑われる人に対応するために涼しい救護所を確保する
- ② 現場で初期対応をするか医療機関での治療が必要かどうかの判断を行えるよう、スタッフと熱中症に関する知識を共有する

危機管理体制の整備

★緊急対応フロー等の作成・効果的な情報提供

- ① 非常事態に備え、熱中症発生時の状況確認や応急処置等の対応の流れ(フロー)を作成する
- ② 必要な連絡先を連絡系統図として1枚に整理し、関係者と共有する
- ③ 気温や湿度等の気象条件を把握し、リスクを含めて事前に共有し、当日の連絡を迅速に行う
- ④ イベントPRの際に、参加者に熱中症への注意を呼びかける

●出典

環境省 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php

環境省 熱中症環境保健マニュアル 2018
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

〈パンフレットに関するお問い合わせ〉
横浜市健康福祉局健康推進課
電話番号：045-671-2451
F A X：045-663-4469

2 開催の検討ステップにより、柔軟に対応できるようにしましょう

● 検討ステップ

Step 1

開催時期の見直し(暑い時期を避けた開催の検討)

Step 2

実施時間の変更(朝夕への時間帯の変更、時間の短縮等)

Step 3

開催場所の変更(屋外から屋内への変更の見直しの検討等)

Step 4

開催時等における熱中症予防対策・発生時の対応策の検討
暑さ指数(WBGT)等を参考にした実施・中止基準の策定等

※暑さ指数(WBGT)とは、熱中症に関連する気温、湿度、日射、輻射、風のデータを取り入れて数値化したもの

● 暑さ指数(WBGT)ごとの熱中症予防運動指針

気温(参考)	WBGT	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	外出はなるべく避ける。特別の場合以外は運動を中止する。特に子ども場合は中止すべき。
31~35℃	28~31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	外出時は炎天下を避ける。激しい運動や持久走は避け、こまめに休憩をとり、水分・塩分を補給する。
28~31℃	25~28	警戒 (積極的に休憩)	積極的に休憩をとり、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28℃	21~25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症の兆候に注意し、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分を補給する。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

3 会場等での工夫をしましょう

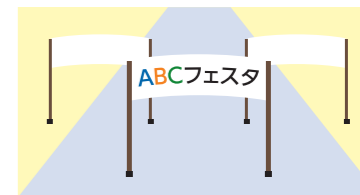
工夫1 待機列を作らない工夫と日陰への誘導

- ・長時間の待機をさせない(整理券の配布など)
- ・「指定席」を導入して、席確保のための待機を少なくする
- ・待機列をなるべく直射日光にさらさない(木陰や施設の陰に誘導する)
- ・待機列の風通しを良くする(並列にならないように誘導する)



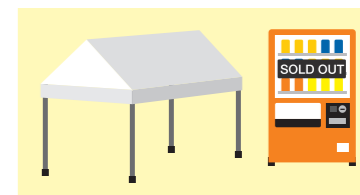
工夫2 開場・終了時の混雑緩和

- ・入退場するゲートの数を増やす、幅を広くする
- ・特定の場所や時間帯に観客が集中しないようにイベントのプログラムを考える
- ・待機のために広い空間を確保する



工夫3 休憩場所、飲料の確保

- ・イベント参加者が休憩できる場所を設ける
- ・自動販売機等の欠品を防止する



工夫4 施設等の分かりやすい表示

- ・自動販売機、日陰の場所、救護所、トイレ等の場所を分かりやすく案内する
- ・スタッフを目立たせ、参加者が声をかけやすくする
- ・参加者に熱中症への注意を呼びかける



4 熱中症が疑われる場合は、重症度に応じた対応をしましょう

重度の症状が見られる場合は、救急車を呼びましょう

● 熱中症の症状と対応

重症度	症状	対応
軽度	めまい、筋肉痛、大量発汗 ※熱中症が重度になると発汗がなく、乾いた皮膚になるので、汗だけで判断しないことが大切です	① 涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ体を冷やす ② 水分・塩分を補給する ③ 安静にして休憩をとる ④ 回復したら帰宅する
中程度	頭痛、気分不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感	① 涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ体を冷やす ② 水分・塩分を補給する ③ 自力で水を飲めない・症状が良くならない場合は医療機関へ(必要に応じて救急車を呼ぶ)
重度	意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温	救急車を呼び、医療機関へ 

暑さ指数(WBGT)の情報は環境省のホームページでご覧いただけます

WBGT 横浜

検索

横浜市防災情報Eメール

横浜市では、地震震度情報、気象警報・注意報等を始めとする防災情報をEメールで配信するサービスを行っています。熱中症警戒アラートについても配信されます。詳細は横浜市のホームページをご確認のうえ、ご登録ください。

横浜市防災情報Eメール

検索



横浜グリーンエクスポにおける横浜市出展ボランティアの募集について【情報提供】

1 趣旨

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、横浜グリーンエクスポ会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを7月から募集します。


2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てにリーフレット等を送付しますので、定例会等での情報提供をお願いします。







3 募集概要

	プログラム運営補助 (約 700 人)	ツアーガイド (約 100 人)	フィールドづくり (約 200 人)
活動内容	様々な体験プログラムの運営サポート	草花の魅力や生き物との共生等を来場者に案内	花や緑の育成・管理等
対象	2027年4月2日時点で、満15歳以上（中学生を除く）かつ市内在住・在学・在勤の方		
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム運営補助：1日以上 ・ツアーガイド、フィールドづくり：5日以上 (1日あたり4時間程度) 		
募集期間	2026年7月1日(水)～8月14日(金)		
応募	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください (7月1日受付開始、二次元コードからもアクセス可) https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/volunteer.html ※3種類の重複応募可 ※エクスポ全体のボランティア(花・緑ガイド、植物管理、運営)への応募者も応募可。 ※応募多数の場合は抽選		
問合せ先	横浜市出展ボランティア問合せセンター 【受付期間：2026年7月1日(水)～8月14日(金)】 TEL：0120-598-548(平日10:00～17:00 ※土日祝休み)		

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
 プログラム運営補助 (約700人)	様々なワークショップの運営補助等	横浜市 出展 エリア	7月1日～ 8月14日	横浜市
 ツアーガイド (約100人)	フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介			
 フィールドづくり (約200人)	フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等			
 花・緑ガイド (約200人)	会場内の花壇等の見どころ紹介	EXPO全体	募集終了	GREEN×EXPO協会
 植物管理 (約2,000人)	会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート			
 運営 (約10,000人)	会場内外での来場者案内・運営サポート			

※ エクスポ全体のボランティア（花・緑ガイド、植物管理、運営）募集結果応募総数 32,679 件（複数応募含む）、募集人数 12,200 人に対し約 2.7 倍

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
 電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

横浜市出展ボランティア ユニフォーム

環境にやさしい植物由来の素材を採用し、使用後は堆肥となる資源循環型のユニフォームです。

ボランティアの皆様には、活動に応じてウィンドブレーカー、Tシャツ、帽子、エプロン、バッグなどを貸与する予定です。

また、緑のカラーは植物・自然との親和性を表し、胸元には「YOKOHAMA」の文字がデザインされています。

こうした環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの皆様の姿を通じて、横浜市は循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。



※活動によってユニフォームは異なります

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う万国博覧会（万博）です。



詳細は公式
WEBサイトへ



※建物の形状、配置を含め、画像は現時点でのイメージです
画像提供：GREEN×EXPO 協会

【開催期間】 2027年3月19日（金）～9月26日（日）

【開催場所】 旧上瀬谷通信施設（瀬谷区・旭区）

【テーマ】 幸せを創る明日の風景

【開催者】 GREEN×EXPO協会

（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

横浜グリーンエキスポは、「環境との共生」をテーマにした横浜で初めての万博です。ホストシティである横浜市は、会場内に2つの拠点を設け、地球にやさしい暮らしや環境との関わりを、来場者の皆様に体感していただきます。1つは、循環型の未来のまちを体験できる「建物空間を活用した発信拠点」。そしてもう1つは、市民の皆様が主役の「フィールドを活用した活動拠点」です。

循環型の暮らしをはじめのきっかけを、国内外からの来場者にお届けする、唯一無二の特別な場所。その運営を共に支えていただくボランティアの皆様が着用するユニフォームには、植物由来の素材を用い、使用後に堆肥化するなど、資源循環の理念を体現しています。

新たなグリーン社会を横浜から世界へ発信する—この特別な体験を共に作りあげるボランティアとして、是非御参加ください。



横浜市長 山中 竹春

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL：045-671-4627 E-mail：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2026年6月作成

横浜グリーンエキスポ 市民の皆さまと、世界の舞台に！



公式マスコットキャラクター
トウクットゥク

横浜市が出展するエリアで ボランティアとして参加してみませんか？



あなたに合った
活動が見つかる！ **3つのボランティア**

プログラム運営補助

ツアーガイド

フィールドづくり

募集対象：横浜市内在住・在学・在勤の方

横浜市が出展するエリアでボランティアとして参加してみませんか？



横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。

※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

募集期間

2026年7月1日(水)～8月14日(金)



ご応募はこちら

1 プログラム運営補助 募集人数▶約700人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。

2 ツアーガイド 募集人数▶約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。

3 フィールドづくり 募集人数▶約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



横浜市出展コンセプト

世界の明日を、 みんなでひらく



公式マスコットキャラクター トウンクトゥンク ©Expo 2027

建物空間を活用した発信拠点

資源やエネルギーの循環を身近に感じられる展示と体験を通して、地球にやさしい新しい暮らし方を提案

活動するボランティア 1 プログラム運営補助



フィールドを活用した活動拠点

横浜産植物を活用した美しい花壇やフィールドを舞台に、ガイドツアーやワークショップなど、子どもから大人まで誰もが楽しめる体験の場を提供

活動するボランティア 1 プログラム運営補助
2 ツアーガイド
3 フィールドづくり



お問合せ

横浜市出展ボランティア問合せセンター

受付期間：2026年7月1日(水)～8月14日(金)

TEL: 0120-598-548 (平日10:00～17:00 ※土日祝休み)

E-mail: yokohama-field@tsp-work.jp

自治会町内会長 各位

区連会 6 月定例会説明資料
令和 8 年 6 月 22 日
市民局地域支援部地域防犯支援課

市地防第 179 号
令和 8 年 6 月 12 日

横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定及び 横浜市防犯のまちづくり推進プランの策定【情報提供】

1 趣旨

近年、犯罪件数の増加や犯罪手口の多様化・巧妙化などにより、市民の暮らしが脅かされています。こうした中、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、「横浜市防犯のまちづくり推進条例」を制定するとともに、本条例の目的を達成する基本計画として、「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」を策定しましたのでご報告します。

本プランの推進にあたっては、市民及び事業者の皆様のご協力を得ながら、警察等の関係機関とも連携し、市役所一丸となって取り組んでまいりますので、今後もより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】プラン推進へのご協力をお願いいたします。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付しますので、定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

3 概要

(1) 条例の概要

別紙 1 のとおり

(2) プランの概要

ア 位置づけ

条例の目的達成に向け、総合的かつ計画的に施策を推進するための基本計画（条例第 7 条）となります。

イ 主な取組

別紙 2 のとおり

(3) 条例及びプランの策定経緯

年月	事項
令和 8 年 1 月	市連会・区連会において、条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施説明
令和 8 年 1～2 月	条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施
令和 8 年 5～6 月	市会第 2 回定例会で条例案審査及びプラン原案報告
令和 8 年 6 月 12 日	条例の公布及びプランの策定

市民局地域防犯支援課 川口・蔦井

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

横浜市防犯のまちづくり推進条例について

1 概要

目的	防犯のまちづくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、市民の安心及び安全の確保に資することを目的とします。
定義	この条例において、 防犯のまちづくり とは、 市民等の防犯意識の啓発、犯罪の発生しにくい社会環境の整備その他防犯に係る取組を、市、市民等及び関係機関が協働し、連携して行うこと をいいます。
基本理念	市及び市民等は、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次の事項を基本として防犯のまちづくりに取り組みます。 ① 市民の安心及び安全を脅かすおそれが、身近に潜んでいる可能性があることを意識すること。 ② こども、高齢者その他防犯において特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。 ③ 市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を、活力のある地域社会の形成にも資するよう総合的かつ継続的に推進すること。
本市の責務	国、神奈川県その他の関係機関と連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施します。
市民の役割	自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
事業者及び地域活動団体の役割	事業又は活動を通じて、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
計画の策定	市は条例の目的を達成するため 、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための 基本的な計画を策定します 。また、計画を策定し、これを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じます。
施策の推進	市は個人情報の保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進します。

2 施行日

令和8年6月12日（公布の日）

横浜市防犯のまちづくり推進プラン概要

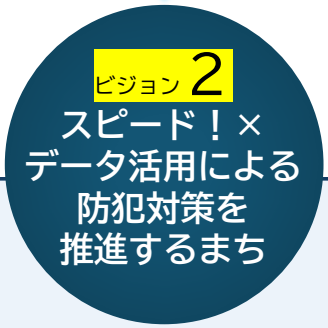
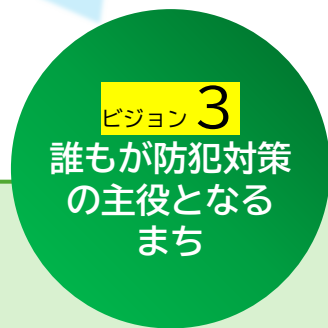
1 取組の全体像



先端技術で守る

自分たちのまちは
自分たちで守る

迅速・的確な
防犯データで守る



<重点取組>

- GISマップを活用した「暗がりの解消」
- 防犯灯を活用した地域の見守り強化

<重点取組>

- 「よこはま安心ボックス」の設置支援
- 地域防犯カメラの設置支援
- 「ながら見守り」の強化
- 「ハマパト」のモデル実施

<推進取組>

- 「こども・安全安心マップ」の活用
- AI防犯カメラのモデル導入の検討

<重点取組>

- データ活用による特殊詐欺対策の強化
- 防犯情報の迅速・効果的な発信

<推進取組>

- 地域防犯活動への支援
- 環境美化活動を通じた防犯対策
- 防犯の視点を取り入れた身近な公共空間づくり

<推進取組>

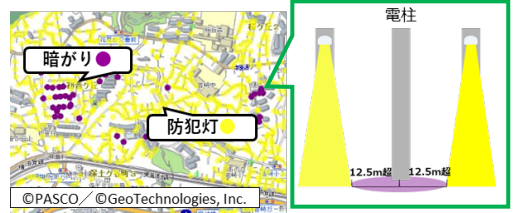
- 対象者に合わせた防犯啓発
 - ▶地域特性に応じた啓発
 - ▶教育・福祉と連携した啓発
 - ▶横浜市消費生活総合センターにおける相談情報の活用
- 「こども・安全安心マップ」の活用
(再掲)

＜重点取組＞

■GIS※マップを活用した「暗がりの解消」

これまでの地域からの要望に応えた設置に加え、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の可能性のある場所としてマップに可視化し、防犯灯の設置候補情報として活用することで、効率的かつ計画的に「暗がり」の解消を目指します。

※「GIS」…地図上に位置情報を持つデータを重ね合わせ、コンピュータで管理・分析・可視化する技術



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

暗がりのイメージ

取組指標	夜間照度（灯りの充足率）	
	現状（2025）	目標（2029）
	70%	100%

■防犯灯を活用した地域の見守り強化

小学校周辺に防犯カメラ機能を備えた防犯灯を設置するほか、位置情報が確認できるIoT※機能等を追加した「スマート防犯灯」による見守りシステムのモデル事業の効果を検証し、地域の見守りの強化につなげます。

※「IoT」…機器をインターネットにつないで情報を把握する仕組み

取組指標	小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率	
	現状（2025）	目標（2029）
	0%	100%

＜重点取組＞

■データ活用による特殊詐欺対策の強化

特殊詐欺の発生状況や手口など、警察等から提供されるデータを活用し、市民への効果的な注意喚起を行います。

また、本市の各部署が日常業務で行う通知や周知の機会を活用し、通知等の対象者に応じた防犯情報をあわせて届けるなど、効率的・効果的に被害防止や犯罪の加担防止につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

■防犯情報の迅速・効果的な発信

多様化する犯罪の発生情報や速やかな注意喚起を要する防犯情報について、LINE等のSNSや防犯Eメールなど、即時性の高い手段を活用して、スピーディーな周知を図ります。

また、様々な広報媒体を通じて、自らを守る防犯の取組等を分かりやすく発信し、一人ひとりの防犯行動につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

＜重点取組＞

■「よこはま安心ボックス」の設置支援

ネット通販の普及等に伴い、宅配需要が高まる中で、対面での受け取りへの不安や、盗難、個人情報流出等のリスクがあることを踏まえ、宅配ボックスの設置費用を補助し、安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めます。また、再配達削減により、環境負荷の低減にもつなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状 (2025)	目標 (2029)
	67.3%	75%

■地域防犯カメラの設置支援

自治会町内会への防犯カメラの設置補助を通じて、地域の防犯活動を支援し、地域主体の防犯力向上を目指します。

取組指標	防犯カメラの設置率 (自治会町内会新規要望充足率)	
	現状 (2025)	目標 (2029)
	60%	100%

■「ながら見守り※」の強化

通勤・通学や買い物、散歩など、日常生活の中での行動に防犯の視点を取り入れる「ながら見守り」の取組を推進します。無理のない形で地域の見守りを広げることで、地域の安心感の向上を図ります。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状 (2020)	目標 (2029)
	65.7%	100%

※「ながら見守り」は、わんわんパトロールやランニングパトロールなどのほか、自治会町内会等で行っている清掃活動など、身近な地域活動の中に防犯の視点を取り入れることで実践できる見守りです。

■「ハマパト」のモデル実施

地域の自主パトロールが困難な時間帯に、青色回転灯等を装備した車両による防犯パトロール「ハマパト」をモデル実施し、有効性や運用上の課題を整理します。モデル実施にあたっては、実施結果を地域と共有するなどして、地域防犯対策の強化につなげていきます。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状 (2020)	目標 (2029)
	65.7%	100%



よこはま安心ボックス設置支援事業をスタートします！

ネット通販の普及等に伴い宅配需要が増加する中、対面での荷物の受け取りへの不安や、盗難等のリスクが生じています。

このような状況を踏まえ、横浜市では、宅配ボックスの設置費用を補助する「よこはま安心ボックス」設置支援事業を実施します。

市民の皆様が安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めるとともに、再配達の減少による環境負荷の低減にもつなげます。

1 概要

(1) 事業内容

横浜市が購入費用の一部を負担することで、宅配ボックスを市場価格の概ね半額程度で購入できるように支援します。

(2) 対象

次の2つの要件を満たす場合

- ・申込者は横浜市内にお住まいの方であること
- ・申込者ご本人の住所と宅配ボックスの設置先住所が同一の場合（事業所等は対象外）

(3) 申込方法

WEB（特設サイト）、電話、郵送、FAX

※申込先・お問い合わせ方法は裏面をご覧ください

(4) 申込開始日時

6月29日（月）9時～ ※予算上限に達し次第受付終了

2 宅配ボックスの種類

住居形態等に応じて「3つのタイプ」から選択可能です。

A シンプルタイプ



折り畳み式でコンパクトタイプ

参考市場価格：約3,800円

自己負担額 **1,800円**



折り畳み可能 / 防水加工 / 60L大容量

B ベーシックタイプ



常設型で、複数回荷物を受け取れるタイプ

参考市場価格：約28,000円

自己負担額 **10,000円**



上扉から複数回投函可能 / 4桁ダイヤルキー（ゼロリターンキー）

C ベーシック+タイプ



参考市場価格：約42,000円

自己負担額 **20,000円**



ポスト一体型 / パスコード解錠

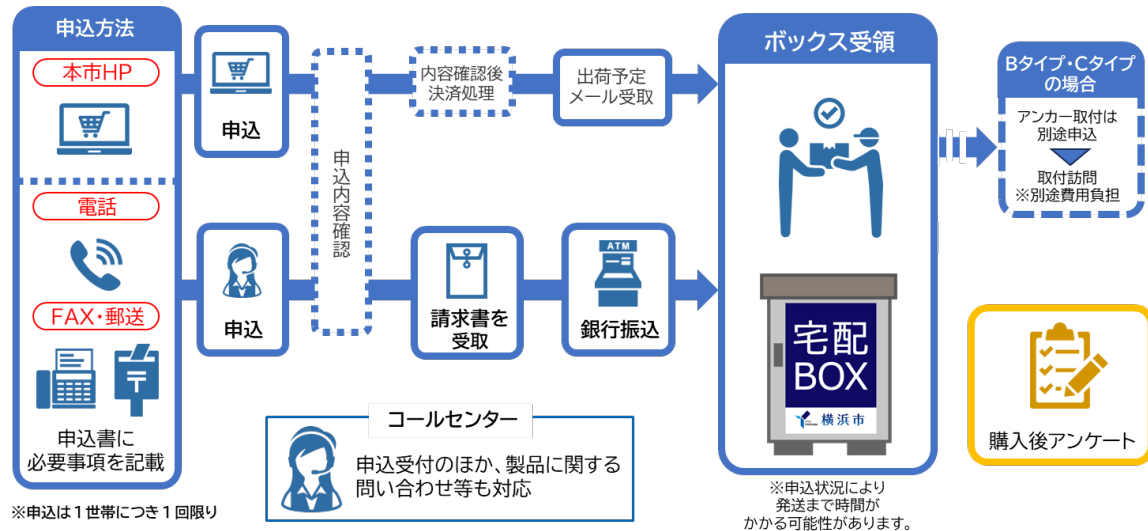
裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

3 申込方法



4 申込先・お問い合わせ方法

本市HP 市ホームページに「よこはま安心ボックス」特設サイトを設置しています。6月29日（月）9時に申込ページへのリンクを掲載します。

お電話 よこはま安心ボックス コールセンター
☎ 045-550-5130 平日9:00~17:30

FAX・郵送 区役所に配架、市HPに掲載するチラシをご覧ください。



※本日からコールセンターにて事前相談も受け付けます。

「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」について

本事業は、「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」におけるビジョン3（誰もが防犯対策の主役となるまち）の重点取組に位置づけられています。



◀ 横浜市防犯のまちづくり推進プラン

お問合せ先

地域防犯支援課長 佐藤 Tel 045-671-2601



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

